

Title	〔商法 三一三〕 自家用自動車保険普通保険約款の他車運転危険担保特約中の免責条項における「正当な権利を有する者の承諾」なしに生じた事故にあたとされた事例
Sub Title	
Author	島原, 宏明(Shimahara, Hiroaki) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.5 (1991. 5) ,p.133- 138
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910528-0133">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910528-0133</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

〔商法 三二三〕 自家用自動車保険普通保険約款の他車運転危険担保特約中の免責条項における「正当な権利を有する者の承諾」

なしに生じた事故にあたりとされた事例

〔青森地裁八戸支判昭六〇年四月一二日  
昭和五七(ワ)一五二号損害賠償請求事件  
判例時報二二六八号二三九頁〕

## 〔判示事項〕

正当な所有者の承諾を得ずに他人の自動車を運転中に生ぜしめた事故については、自家用自動車保険普通保険約款の他車運転危険担保特約第六条四号に該当し、保険者は免責される。

## 〔参照条文〕

自家用自動車保険普通保険約款他車運転危険担保特約六条四号

## 〔事実〕

本件における加害車両は、昭和五五年六月頃、所有者たる被告Y<sub>1</sub>のもとから訴外Aによって詐取されたものであり、Y<sub>1</sub>は昭和五六年四月頃に、訴外BがAに対する担保としてそれを保管している事実を発見し、Bに対しその返還を求めたが拒絶され

ている。ただし、加害車両の車検証等の証書はY<sub>1</sub>が保管しており、Bに対しては、それらの書類がなければ車は使用できない旨の説明がなされ、Bもそれを承知して誰にも使わせないと確約していた。

ところがBは、甥である訴外Cに、担保として取得して以来本件加害車両を日常使用させていた。本件事故はCが、同業者で友人のY<sub>2</sub>を同乗させて集金に行った帰りに、Y<sub>2</sub>から運転の交替を求められ、これに応じて交替した後、Y<sub>2</sub>の運転により発生したものである。すなわち、Y<sub>2</sub>は七〇ないし八〇キロメートルの速度で進行中脇見運転し、そのため被害者らの発見が遅れ、横断歩道上を歩行していた訴外Dおよび原告X<sub>1</sub>をはねとばした。その結果、Dは即死しX<sub>1</sub>は骨盤骨折等の傷害を受けるに到って

いる。

一方、被告 $Y_2$ は、昭和五五年一月二七日、 $Y_2$ との間に $Y_2$ を被保険者とする家用自動車保険契約を締結し、被保険者が対人事故によって損害賠償責任を負担したときは、損害賠償請求権者からの直接の保険金支払請求に応ずる旨約するとともに、被保険者が保険証券記載の自動車以外の家用自動車等を運転し対人事故によって損害賠償責任を負担したときも、保険金の支払をなす旨の他車運転危険担保特約をなしていた。

このような事実のもとに、 $X_1$ 、およびDの父親 $X_2$ が $Y_2$ に対して民法七〇九条に基づく損害賠償を、 $Y_1$ に対して自賠法三条に基づく損害賠償を、 $Y_3$ に対して直接請求権の行使により、家用自動車保険普通保険約款他車運転危険担保特約に基づく保険金の支払を求めたのが本件である。

〔判旨〕

$Y_2$ が争っていないため、本件判旨はその損害賠償義務につき肯定した上で、以下のごとく $Y_3$ に対する請求について判断を示している。

請求棄却。

「被告 $Y_2$ は本件加害車をBから借用していたCから又貸しされたものというべきところ、右又貸しについてBから承諾を得た事実は本件全証拠によるも認められず、そもそもBは、本件加害車について『正当な権利を有する者』とは認められない。

すなわち、右認定の事実によれば、Aは $Y_1$ の（営業係員）E

を欺罔し本件加害車を詐取したものであって、その権限がないのにこれをBに借受金の担保として供したものであることが明らかであるところ、その担保が質権、譲渡担保のいずれであれ、Bは車検証等の備付けの証書がないにもかかわらずAから本件加害車の引渡を受けているのであるから、BにおいてAに処分権限がないことを知らなかったとしても、その点に過失があるといわねばならない。

したがって、Bが本件加害車の上に質権ないし所有権を善意取得したものと認め難い。

又その後の $Y_1$ 側とBとの折衝によっても、Bが本件加害車の所有権を未だ取得したといえないことは多言を要しないであらう。

そうすると、本件においては $Y_3$ 主張の免責条項に該当する事由が存することになるから、 $Y_3$ の抗弁は理由がある。

したがって、その余の点について判断するまでもなく、 $Y_3$ には $X_1$ および $X_2$ 主張の保険金支払義務はないというべきであるから、 $X_1$ および $X_2$ の $Y_3$ に対する本件請求は失当というほかない。」  
 $(Y_1)$ に対する自賠法三条の運行供用者責任についての判旨は省略

〔研究〕

判旨に賛成。

一 本件判決で問題となっている家用自動車保険（PAP）約款の他車運転危険担保特約（他車運転条項）は、自己の管理下

にある自動車を被保険自動車として自家用自動車保険契約を締結している場合(自家用自動車総合保険「SAP」でも同じ)に、自分の車が故障したため他人の車を借りるとか、ドライブのため友人の車を交互に運転していくとか、あるいは地方に旅行してレンタカーを借りるとかいったケースにおいて事故を起こした場合、事故を起こした車を被保険自動車として締結された保険によつてまかないきれない部分を担保しようという趣旨の保険である(瑞穂多「自動車保険約款の改訂と問題点」ジュリスト五二一頁五〇頁、菅原謙吾「自動車保険約款の改訂」ジュリスト五二一頁、西島梅治「他車運転条項」田辺康平先生還暦記念保険法学の諸問題一七九頁、参照)。

この他車運転条項では六条において免責事由を列挙している(SAPでは五条が、その四号で「被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき」は填補責任を負わない旨規定しており、本判決はこの内容につき判断のなされた最初のケースとしての意味を持っている(なお、PAP約款第二章(自損事故条項)三条一項三号の「正当な権利を有する者の承諾」の解釈につき争われたケースとして最判昭和五八年二月一日(交通民集一六卷一号一頁)がある)。

二 本件判旨は、CがBから又貸しについての承諾を受けていなかった点、ならびにB自身に加害車両に対する質権ないし所有権の善意取得が認められないことから、Bは「正当な権利を

有する者」に当たらず、したがって保険者(Y)は免責されると説明している。ここでは、正当な権利を有する者の承諾の意味は、車の所有権を起源とするところの使用権の有無により判断されているのである。

保険毎日新聞社『補訂版自家用自動車総合保険の解説』(二〇五頁)によれば、この条項は、「他の自動車を使用する権利のない場合の運転に対しては、保険保護を与えない趣旨である。したがって、無断使用、盗難等の場合は、明らかに免責であるが、いわゆるまた借りの場合には、その自動車の持主がまた貸しを禁止していたかどうかということ、持主とまた借り人との関係によつて個々に判定すべきである。」と説明されており、判旨は基本的にこれに沿っている。これは約款の文言通りの解釈と言える。

これに対しては、被保険者が自ら盗んだ車を運転していた場合などが免責の対象となることは疑いないが、車の使用についての正当な権利者と信じた者からの承諾を受けて運転して事故を起こし、実際にはその者に権利がなかった場合については別異に解釈すべきとする主張がなされている(大塚英明「PAP他車運転危険担保特約第六条四号(現行SAP他車運転危険担保特約第五條四号)にいう『正当な権利を有する者の承諾』判例タイプス六一七号三六頁以下)。これによれば、本号の目的は盗取等の場合の不担保を宣言するためであり、いわばペナルティーとしての性格を持つものであるから、正当な権利者からの承諾を受

けたつもりであったY<sub>2</sub>には道義的非難可能性は存せず、したがって保険者が免責されるべきいわれはないとされる。

この立場では、免責についての約款の文言が、本来の制定の趣旨よりも広い範囲をカバーしてしまっていることになるため、それを解釈によって狭めるという作業が必要となる。具体的には作成者不利の解釈原則の利用と約款の修正的解釈が考えられる。しかし、前者は、約款規定の意味が不明確であった複数の意味に解釈できる場合には、約款作成者たる保険者に不利な意味に解すべきである、とする原則であり、他車運転条項六条四号のように約款の文言上の意味は一応明らかであって、ただその文字通りの意味では被保険者に蔽しすぎると感じられる場合に用いるのは疑問である（田中誠二「新版商行為法四七頁、中西正明「普通保険約款」本間輝雄・山口幸五郎選歴記念企業法判例の展開三五七頁、参照）。そうすると保険者有責の結論を得るためには、後者、すなわち、このような場合に保険契約者ないしは被保険者保護の見地から、約款規定をその文字通りの意味とは異なる意味に解してそれを実質上修正する、約款の修正的解釈（大塚龍児「約款の解釈方法」民法の争点二二五頁、安井宏「普通約款の拘束力に関する一考察」法と政治二四巻二二九七頁、中西・前掲三五四頁、参照）によらざるを得ない。もしこれが可能であるならば、「正当な権利を有する者」という概念を、現に車を管理下に置いている者と理解し、あるいは主観的に権利者と認識していれば条件を充たすものと考えること（大塚（英）・前掲三八頁）により、

許諾者の所有権等の有無に直接関わらしめないものとする事ができよう。

ただし、実際に約款の修正的解釈が行なわれたケースはいくつかある（大判昭和一〇年二月二日判決全集二輯二六八頁、秋田地判昭和三年五月二三日（下級民集七巻一三五四頁）、大阪地判昭和五年一月八日（判例タイムズ五四八号二四四頁）、最判昭和六二年二月二〇日（民集四一巻二五九頁）等）ものの、その解釈は、約款を使って実際に保険契約が締結された後にその約款規定を修正するというのであるから、法的安定性の考慮が重要であり、その修正は比較的狭い範囲に限定されるのが適当であって、現状では、裁判所による修正的解釈は、約款規定の文字通りの意味では特に不合理な結果を生ずる場合に限定するのが適当である、との指摘があり（中西・前掲三五九頁）、慎重な姿勢が求められている。したがって、本件の場合も、この免責条項が文字通りの意味では特に不合理な結果をもたらすか否かという多分に量的な判断を迫られることとなる。

三とところで、他車運転条項六条四号の目的は本来にペナルティ的なものに直接起因するのであろうか。

任意自動車保険については、記名被保険者以外に許諾被保険者が認められており、そこでは記名被保険者による車の使用許諾が条件となっている（自賠責保険についても、被保険者は車の使用権により画定されている（自賠法二条三項）。泥棒運転、無断運転等、正当な権利に基づく使用権を有しない者については、

自賠償保険による填補は受けられず、加害者に賠償資力がなければ、被害者は政府の補償事業による救済を受けることになる。この条件の中の承諾については、自動車の使用については承諾があれば足り、保険を利用することについての承諾の有無は問われないとされており（大槻玄太郎「許諾被保険者」損害保険判例百選一四一頁、出口正義「被保険者」新損害保険双書四一六一頁）、その点で類似するが、本件で問題となっている他車運転転車項の六条四号の承諾が保険関係の帰属に関わるものでないのに対して、許諾被保険者たるか否かは保険関係に入るか否かの問題であり、この面において両者には決定的に相違があるとの指摘がされている（大塚英・前掲三八頁）。たしかにその許諾は間接的ないしは黙示的なものでかまわないとしても、内容的には保険に関するところまで繋がっていないなければならない。当然にそこでは、正当な権利者でない者からの許諾などが問題となる余地はない。ところが、他車運転転車項は、事故を起こした自動車に付されている自賠償保険ないしは任意保険による填補額を超過する部分だけを填補する体系を採っており（SAP約款他車運転転車危険担保特約三条二項、三項）、その意味で他車運転転車項は車に対して付されている保険の補完的意味を持つものと言い得る。この趣旨からすれば、これらの保険との整合性が求められて然るべきであり、むしろ他車運転転車項の保険事故の条件に、承諾者の権利の存在という客観的事実を持ち込むのは当然と言えよう。ただし、正当な権利者でない者の許諾しかないために車に付せられ

ている保険が使えないにもかかわらず他車運転転車項で填補されるとすれば、正当な権利者の許諾があった場合であれば車に付せられた保険でまかなわれる部分をも他車運転転車項で担保しなくてはならぬ不合理な結果を生ずるからである。

もともと保険約款上、保険者が担保責任を負わないとされるものには、被保険者でなかったり保険事故そのものが発生していない、いわば保険者無責の場合と、本来は有責であるが公序良俗の観点などから免責とされる場合の二つがある（木宮高彦・坂東司朗・羽成守「自動車事故の保険金一九八頁参照）。他車運転転車項の免責事項たる六条の一号は、被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車を運転しているときを、二号は、被保険者が役員となっている法人の所有する自動車を運転しているときを、三号は、自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送または賃貸自動車を取扱う業務のために他の自動車を運転しているときをそれぞれ不担保としており、これらはいずれも前者に属することが明らかである。本件で問題となっている同条四号もまた同様に、保険事故の範囲そのものを当事者の意思で制限する趣旨のもので見てよいように思われる（石田満・海老名惣吉編『自動車保険の基礎知識』（三二二頁は）「一号から四号までの」免責事由は、本特約の趣旨からみて適用させるのが妥当でないと考えられるものである（傍点筆者。）」と説明する。つまり四号は、保険事故の発生の条件を積極的に車の使用権に関わらしめるための規定であって、この理解からす

れば、これが著しい不合理を生ぜしめるものとする余地はないものと思われる。

島原 宏明

## 〔最高裁判事例研究 二九〇〕

平二3（最高民集四四巻）  
（五号九七五頁）

### 離婚訴訟における財産分与の裁判と不利益変更禁止の原則

離婚等請求事件（平二・七・二〇第二小法廷判決）

X（妻）は、Y（夫）を被告として、離婚の訴えを提起するとともに、附帯請求（人訴一五条一項）として、X・Y間の子訴外Aの親権者をXと定めるべきこと、慰養料の支払いおよび財産分与を請求した（甲事件）。これに対して、Yは、Xを被告として、離婚の訴えを提起するとともに、附帯請求として、Aの親権者をYと定めるべきことを請求した（乙事件）。第一審は、XとYの離婚を認め、Aの親権者をXと定め、Xの慰養料請求を棄却し、かつ財産分与として、YからXに金二五〇万円ならびに土地および建物の分与を命じる判決を下した。この第一審判決に対して、Yのみが控訴を提起して、親権者をXとする部分、および財産分与に関する部分を取り消し、親権者をYとし、財産分与請求を棄却すべき旨を主張した。控訴審は、財産分与の点について第一審判決を変更し、金銭のみで八〇〇万円の分与を命じた。そこでYが上告し、上告理由として以

下のとおり主張した。すなわち、第一審が分与を命じた建物の価格は二〇〇万円、土地の価格は一五〇万円と評価されるから、第一審が命じた分与の総額は六〇〇万円になるので、控訴審が八〇〇万円の財産分与を命じたことは、不利益変更禁止の原則に反し、その結果、Yの裁判を受ける権利を害し、違憲である、と。最高裁はこの主張を容れず、左記の理由で上告を棄却した。なお上告理由はそのほか、控訴審によるYおよびXの財産状態の評価の誤りをも攻撃しているが、判示事項とは関係がなく、かつ、原審の事実認定に関する非難と思われるので、この点は以下では取り上げない。ちなみに判旨もこの点を容れていない。

「人事訴訟手続法一五条一項の規定により離婚の訴えにおいてする財産分与の申立については、裁判所は申立人の主張に拘束されることなく自らその正当と認めるところに従って分与の有無、その額及び方法を定めるべきものであって、裁判所が申立人の主張を超えて有利に分与の額等を認定しても民法一八六条の規定に違反するものではない。したがって、第一審判決が一定の分与の額等を定めたのに対し、申立人の相手方のみが控訴の申立をした場合においても、控訴裁判所が第一審の定めた分与の額等が正当でないことを認めたと